

備 考

工事内容：ブロック塀・石塀の撤去工事並びに生垣・フェンス等設置工事

対象となるもの

住宅に付属するもので、次の1から3のいずれかに該当するもの。ただし2の適用をする場合は1を要件とする。

1. 道路境界沿い※1の高さ※2 50cmを超える既存ブロック塀、石塀、門柱（塀の基礎及び土留めを含む）を撤去するもの。

2. 造り替えをする場合は、次の（ア）から（エ）全てに該当するもの

（ア）. 道路境界沿いに設置すること。

（イ）. 設置後は次の①から④のいずれかに該当すること。（併用は可能）

①生垣（樹種および植樹については、適正に管理できるものを選ぶこと。）

②フェンス、木柵等（基礎・土留め部分を除く立上ガリの高さは40cm以下とする。）

（例：図1）

③高さ1.2m以下のブロック塀、石塀（例：図2）

④土留め（高さ2.0mを超える場合は建築基準法による確認申請の手続きが必要です。）

（ブロック塀等の基礎は土留めを兼用しないように設置すること）

（ウ）. 土留め、ブロック塀、石塀、フェンス、木柵、生垣等は①から③の道路境界線を越境しない位置に設置すること。

①建築基準法第42条第2項による道路に面している場合は、道路の境界線とみなす線まで後退した位置

②その他、各種法令に適合する位置

（エ）. 土留め、ブロック塀、石塀は構造上安全であること。

（仕様等も基準※3に適合していること。）

3. 既存※4の土留め、ブロック塀、石塀を基準※3に適合するように補強等を行うもの。

< ※の解説 >

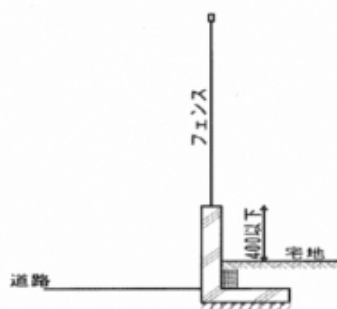
※1 原則、現況の道路境界線より1m以内の範囲をいう。

※2 原則、道路面からの高さをいう。

※3 基準については、建設課若しくは長生土木事務所建築宅地課にご相談をください。

※4 建築基準法上、違法なものは除く。

（例：図1）



（例：図2）

